

指定管理者制度導入に関する基本方針

令和3年5月

< 改訂版 >

藤 井 寺 市

指定管理者制度導入に関する基本方針

目次

はじめに

■ 指定管理者制度の概要、目的及び基本的しくみ

1 指定管理者制度の創設について	4
2 指定管理者制度の目的	4
3 指定管理者制度の基本的しくみ	4
4 管理委託制度と指定管理者制度の相違点	5
5 指定管理者制度の対象施設	5
6 指定管理者制度における留意点	6
7 指定管理者制度の課題	7

■ 指定管理者制度に関する導入指針

1 条例の制定・改正	8
2 導入指針	8
(1) 指定管理者制度活用の判断基準等について	
3 利用料金制度	10
(1) 利用料金制度とは	
(2) 利用料金制度の法的根拠	
(3) 利用料金と使用料の違いについて	
(4) 利用料金の額について	
(5) 利用料金制の基本的な考え方	
(6) 利用料金制度の手法等	
4 指定期間	14
5 指定に当たっての議会の議決	15
6 公募の実施方法	15
(1) 募集要項等の作成	
(2) 公募期間等	
(3) 周知の方法	
7 選定委員会	15
(1) 選定委員会の設置	
(2) 選定委員会の組織	
(3) 選考方法等	
(4) 選考結果の通知、公表	

8	協定の締結	15
	(1) 協定の締結と内容	
	(2) 事前の準備行為等	
9	指定管理者に対する監督	16
	(1) 事業報告書の提出	
	(2) 不服申立て	
10	その他	17
	(1) 減免規定の明確化	
	(2) 予算措置	
	(3) 指定管理者に対する評価等	

おわりに

はじめに

公の施設とは、地方自治法において「市民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とされています。そして、その公の施設の管理運営は、直営あるいは管理委託のいずれかで行なってきましたが、地方自治法の改正により、直営または指定管理者制度のいずれかを選択することとなり、管理委託制度導入施設は、いずれかの管理運営方法に移行する経過措置が設けられました。

「指定管理者制度」は、多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間事業者のノウハウの活用を含め、より柔軟な制度に改正することが有効であるとの考えから導入された制度です。総務省の最新の調査によると、平成30年4月1日現在で全国76,268施設に指定管理者制度が導入されています。

令和3年4月現在、藤井寺市においては、5ヶ所の公の施設において指定管理者制度を導入しており、制度導入施設の指定管理期間が令和3年度末に満了となることから、その更新と併せて本方針を見直すこととしました。

この方針は、「藤井寺市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例」（以下「通則条例」という。）をもとに、本市で指定管理者制度を導入する際の基本的な考え方や留意点などを整理したものです。施設の設置目的やその形態等はさまざまなものがあります。そのため、指定管理者制度の実際の導入にあたっては、本方針に沿って、常に地方自治法の趣旨に立ち返りつつ、通則条例、同施行規則、各施設条例、そして情報公開条例や個人情報保護条例など関連する条例の規定の趣旨、内容を踏まえながら適切に事務を執行しようとするものです。

■ 指定管理者制度の概要、目的及び基本的しくみ

1 指定管理者制度の創設について

改正地方自治法の施行により、「公の施設」の管理運営に指定管理者制度が導入され、委託先が限定されていた施設の管理運営について、民間事業者も含めた幅広い団体に委ねることが可能となりました。

これは、多様化する市民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、民間事業者の能力を幅広く活用しつつ、市民サービスの向上を図るとともに経費の縮減等を図る目的で「指定管理者制度」が創設されたものです。

2 指定管理者制度の目的

指定管理者制度は、「施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるとき」に導入できる制度（地方自治法第244条の2）、その目的は「市民サービスの向上」と「経費の削減」です。（総務省通知）

3 指定管理者制度の基本的しくみ

（1）一定期間ごとに指定を見直し最適な団体を指定

指定管理者制度は、「法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの」に施設の管理を行なわせるものであり、平成15年の法改正以前には制約されていた管理運営主体の範囲を大きく拡大しています。

その際、総務省の通知では、指定の申請にあたり「複数の申請者に事業計画書を提出させること」が望ましいとされ、また地方自治法上、指定は「期間を定めて行う」こととなっています。（公募制の原則）

（2）包括的に管理権限等を委任

指定管理者は、利用料金の設定や施設の使用許可など条例等に規定する範囲でその管理を包括的に行うことができます。

その際、指定管理者が持つノウハウの発揮や工夫改善により、利用者の多種多様なニーズに迅速に、的確に対応できるよう管理運営の手法や内容を指定管理者にしっかりと委ねていくことが基本です。

また、市は事前手続きとしての指定管理者の選定、事後的な手続きとしての報告、調査、指示等により、適正な管理運営を確保する必要があります。

そして、市と指定管理者との間で協定を結ぶことで、双方の協力関係のもとに施設の設置目的、制度目的を実現していくこととなります。

4 管理委託制度と指定管理者制度の相違点

従来の管理委託制度と指定管理者制度の相違点は、次のとおりです。

区分	管理委託制度（法改正前）	指定管理者制度（法改正後）
管理運営主体	<ul style="list-style-type: none"> 公共団体 地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2 以上出資等） 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者を含む法人その他の団体（個人は除く） ※ 議会の議決を経て、指定管理者を指定
権限と業務の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体（施設設置者）との契約に基づき、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 施設の管理権限及び責任は、地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。（ただし、使用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用許可はできない。） 地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
条例で規定する内容		指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を規定
契約の形態	委託契約	協定 指定管理者の指定は、地方自治法上の「契約」には該当しないため、同法に規定する「入札」の対象ではない。

5 指定管理者制度の対象施設

指定管理者制度の対象となる施設は、市民の福祉を増進する目的をもって市民の利用に供するために普通地方公共団体が設ける「公の施設」をいいます。

6 指定管理者制度における留意点

以下の点に留意しながら、より良い制度運用に努める必要があります。

(1) 指定管理者との目的の共有

指定管理者と市とは、双方の役割分担を踏まえつつ、協力関係のもとに目的を共有する必要があります。

また、指定期間を通じて、双方の意識や考え方に差異が生じないように十分な対話を行うことにも留意する必要があります。

(2) 透明性や公正性の確保

指定の手続きは、公募が原則であることや指定された団体は一定期間継続して効率的、効果的な管理運営を行う必要があること、公の施設では公平利用の確保が求められることなどから、指定管理者の選定手続き以降、指定管理期間中の運用を経て引継ぎに至るまで、透明性や公正性を確保することが重要です。

(3) 継続性の確保

地方自治法上、指定については、一定の期間ごとに見直しをすることになっていることから、施設の運営の継続性について留意する必要があります。例えば、指定更新の結果、指定管理者が変更となる場合、利用者の利便性やサービスが損なわれないよう十分な引継ぎが必要になります。

また、指定管理者の変更が施設の設置目的の達成を困難にする可能性がある場合には、指定管理者制度導入対象施設の選定（公募、非公募）について十分に留意する必要があります。

(4) 適正な管理の確保（制度運用におけるリスク管理）

公の施設の管理運営主体となり得る団体の拡充に伴い、運営団体の倒産や指定の辞退、あるいはサービス水準の低下など制度運用上のリスクが存在します。

制度の導入は、「設置目的の達成に効果的であると認めるとき」に行うものであるため、当該目的の達成に支障が生じないように各種のリスクに対し可能な限り対応できるようにしておくことが必要です。

なお、指定管理者制度では、指定管理者に管理運営を包括的に委ねることが原則ですが、施設設置者としての責任は市にあることから、施設の特性に関する十分な理解や問題が発生した場合の対応策など、施設運営に関する市としてのノウハウを失わず、維持していくことも重要です。

(5) その他

指定管理者制度の目的の1つは、「経費の削減」ですが、制度運用を通じて施設従事者の人件費が過度に削減されるなど雇用条件が悪化することは、結果としてサービス水準の確保という観点から好ましくないため、留意する必要があります。

また、応募要項の策定や指定管理者選定時においては、「行政の福祉化」の観点から就職困難者等の雇用等の人権的な配慮や環境的な観点も盛り込んでいくことが必要です。したがって、地方自治法、条例等の範囲内での制度運用において、これらのことに十分に留意する必要があります。

7 指定管理者制度の課題

(1) 公の施設の老朽化

施設が安全かつ快適に利用できるよう随時修繕を行っていますが、施設の老朽化、あるいは耐震化への対応という問題も抱えております。大規模改修に要する費用は膨大であり、すべての施設を改修することは財政的に不可能なことから、計画的な改修を進めていくことが喫緊の課題です。

(2) 指定管理者の取消

総務省が令和元年5月に発表した「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果の公表」によると、平成30年4月1日現在で、指定管理者の総指定件数76,268件あり、平成27年4月から平成30年4月までの4年間で取消件数が683件あります。取消の理由はさまざまですが、指定管理者の経営困難や合併・解散によるものが約27%あることから、指定管理者の経営状況の把握には十分に留意する必要があります。

■ 指定管理者制度に関する導入指針

1 条例の制定・改正

公の施設の設置、管理に関する事項は、従来から条例で定めることとされていますが、指定管理者制度の導入に際しても市民の貴重な財産である公の施設の管理運営に関する重要な事項については、条例で定めることとなっています。

具体的に条例で定める事項とされているのは、次のとおりですが、④については、施設の目的等に照らし適宜定めることができます。

- ① 指定管理者の「指定の手続き」
- ② 指定管理者が行う「管理の基準」
- ③ 指定管理者が行う「業務の範囲」
- ④ 「その他必要な事項」（例：指定管理者の公募・選定方法に関する事など）

2 導入指針

(1) 指定管理者制度活用の判断基準等について

本市の「公の施設」において、ア～ウに基づき、指定管理者制度の導入について判断します。

ア 指定管理者制度の導入対象外基準

【基準1】

「法（契約）的要因」や「政策的要因」等の指定管理者制度の導入対象外基準に従って、指定管理者制度導入対象外の施設を選定する。当該対象外施設については市直営または、他の民間活力の活用方法を選択（継続）するものとします。

【指定管理者制度の導入対象外基準項目】

- ① 個別の法律等により、指定管理者制度導入対象外（管理主体が地方公共団体）の施設
- ② 市としての方針等に基づき、行政関与が必要である場合
- ③ 建物総合管理等について長期継続契約期間中である場合
- ④ 指定管理者制度以外の管理運営手法（市直営含む）の方が施設の設置目的を効果的に達成できる場合

※ 上記の基準のいずれかひとつでも該当すれば、制度導入対象外とします。

イ 指定管理者制度の適正基準

【基準2】

次に、それ以外の施設については導入の検討対象とし、制度導入の適性基準に従って検討し、制度導入に当たっての市民等への説明責任を果たすものとします。

具体的には、「公の施設」の設置目的が効率的・効果的に達成できることに重点を置いて検討し、制度導入が効率的・効果的と決定した場合、計画的に導入を図るものとし

ます。

【指定管理者制度の適正基準項目】

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 住民サービスの向上や民間事業者等の能力やノウハウの活用が期待できる。また、利用に伴う公平性等が確保できる。〔サービス向上・公平性の確保〕② 住民サービスの低下を招くことなく、経費縮減が期待できる。〔経費縮減〕③ 利用料金制度を導入できる収益性のある（採算がとれる）施設（インセンティブ効果による一層のサービス向上や経費の削減が期待できる。）
〔利用料金制度によるサービス向上・経費縮減〕④ 施設の専門性・規模等を勘案し、民間事業者等での運営が可能〔施設専門性等〕⑤ 指定管理者として受託しやすい（他市での事例がある）施設〔事業者の存在〕 |
|--|

※ 上記の適正基準により、総合的に判断することとします。

ウ 公募制度活用について

指定管理者制度の活用を決定した場合、次に、指定管理者の選定について「公募」による選定と「非公募」による選定を決定する必要があります。選定は、制度の趣旨を踏まえ、原則「公募」による選定を行うこととします。

ただし、合理的な理由がある場合は、「非公募」による選定も認めることとします。

公募制度については、以下の考え方にに基づき判断します。

【基準3】

原則公募による選定とすることから、例外的に「非公募」による選定を行う基準を定め、該当した施設は「非公募」とし、それ以外は「公募」とします。

具体的には、「施設の要因」や「政策的要因」等の公募制度の対象外基準（非公募基準）に従って、公募制度対象外（非公募）の施設を選定することとします。

【公募制度の対象外基準項目】（非公募基準）

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 施設の管理運営に高度の専門性や技術が（継続的に）必要であると認められる。② 施設の設置目的や利用状況等から勘案し、地域や関係団体との連携(信頼)が特に重要となる施設③ 新たに指定する期間内において、廃止や大改修の検討（予定）がある施設④ 市の施策を円滑に推進、あるいは、検討するにおいて、重要（設置場所も含む）な施設 |
|---|

※ 上記の基準のいずれかひとつでも該当すれば、公募制度対象外施設とします。

3 利用料金制度

(1) 利用料金制度とは

利用料金制とは、指定管理者の自主的な経営努力と市や指定管理者の会計事務の簡素化・迅速化を図る観点から、指定管理者が収受した施設の利用料金をそのまま収入として収受させるという制度（仕組み）です。

(2) 利用料金制度の法的根拠

ア 地方自治法第244条の2第8項

普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金（利用料金）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

イ 地方自治法第244条の2第9項

利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者はあらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

(3) 利用料金と使用料の違いについて

使用料—市の歳入となるべき公法上の債権
利用料金—指定管理者の収入として収受させるもので、私法上の債権

利用料金は、市の歳入ではなく、指定管理者の収入となるため、使用料について定めた地方自治法第228条、第229条等の規定は適用されず、利用料金の徴収を詐欺その他不正の行為により免れた場合に過料を科すこと、あるいは利用料金に対する不服申立てを行うことはできないこととなっています。また、強制的に徴収する場合には、通常の私債権に係る民事訴訟法上の手続きによることとなります。

なお、利用料金制を採らない公の施設の使用料は、地方自治法施行令第158条に基づき、市の歳入として徴収委託を受けた指定管理者が、利用者から徴収し市へ納付することになります。

《使用料と利用料金》

比較項目	使用料制	利用料金制
経営努力へのインセンティブ	市の歳入であるため直接的には関係が無い	指定管理者の収益に直結するため経営努力が働く
市民サービス	向上の可能性が低い	向上の可能性が高い
指定管理者の経営リスク	なし	あり
会計事務	市として決裁が必要	市の事務が発生しない

還付事務	利用者にとってわずらわしい (市からの銀行振込)	利用者にとって簡素 (指定管理者の管理施設の窓口 で還付)
------	-----------------------------	-------------------------------------

(4) 利用料金の額について

利用料金の額は、法令で定める場合及び特別な事由がある場合に市が条例で定める他は、条例の規定の範囲内で、指定管理者があらかじめ市の承認を受けて定めることもできます。(指定管理者が自由に料金を設定できるわけではありません。)

《承認利用料金制》

(5) 利用料金制の基本的な考え方

利用者が支払う利用料金は、本来は公の施設の維持管理経費又は減価償却費に当てられるべきものでありますが、施設稼働率向上や管理経費縮減へのインセンティブを与える制度としては有効に活用できる可能性もあります。

一般的には収支採算がとれるような施設への適用が考えられますが、本市の公の施設の経営状況としては、大半の施設において、経費を賄えるだけの収入を上げることは難しいのが現状です。しかし、指定管理者の自主的な経営努力を行った結果、歳出額の削減や予定の歳入額を上回る場合などに指定管理者の利益となる部分を設定することは経営努力を行う原動力となり、それは、結果として市民サービスの向上につながることにもなります。

したがって、施設の性格、施設の有効活用、会計事務の簡素化・迅速化などの観点等から総合的に判断します。

(6) 利用料金制度の手法等

【検討対象施設】

下記の1～3の条件のいずれも満たす施設が利用料金制度導入の検討対象施設となります。(条件2については、AかBのいずれかでも可)

1 法令等の規定上、使用料(利用料金)の規定されている(できる)施設
2-A 利用料金制度導入について、法令等による導入不可の規定がなく、収支バランスがとれる可能性のある施設
2-B 利用料金制を導入することにより、民間事業者が持つノウハウ(経験・実績等)を最大限に活用することができ、それが、市民サービスの向上につながる可能性のある施設
3 原則、公募制度導入施設

※ 上記1～3に該当する施設であっても、経営努力とは関係がなく、外的要因により顕著に施設の稼働率・利用者数が増減する施設や料金が低額設定、施設収容能力が少ない、あるいは現状の稼働率が限界に達している等の理由により、経営努力へのインセンティブが働きにくい施設は利用料金制度の対象外となります。

【具体的手法】

ア 全て利用料金で賄う《完全利用料金型》

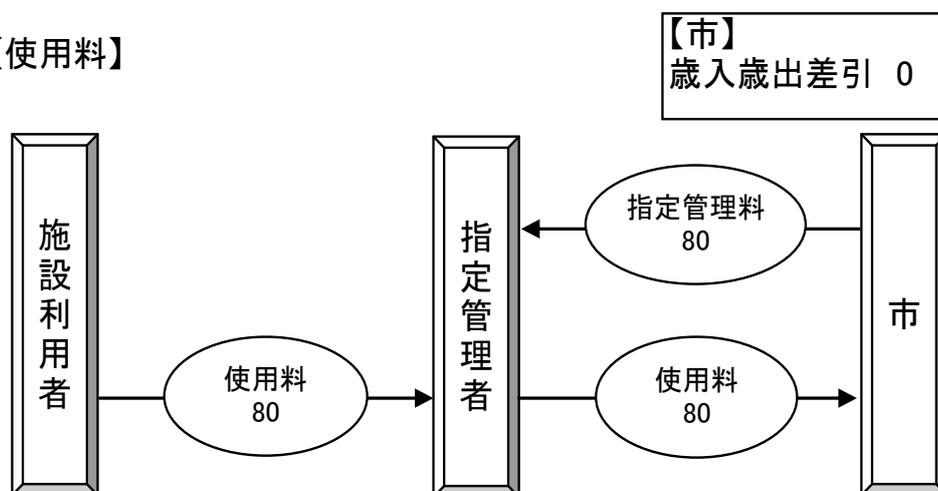
〈対象施設〉 利用料金収入が管理運営経費を上回ることが見込まれる施設

- ① 市は、原則として、指定管理料は支払わない。
- ② 指定管理者は、収支見込（予算）の黒字（収入＞支出）見込額がある施設においては、当該黒字見込額を固定納付金として納付する。
- ③ 指定管理者は、年度終了時点において、収支決算額が収支見込（予算）額を上回った場合、上回った額の一定割合を市に納付する。（変動納付金）

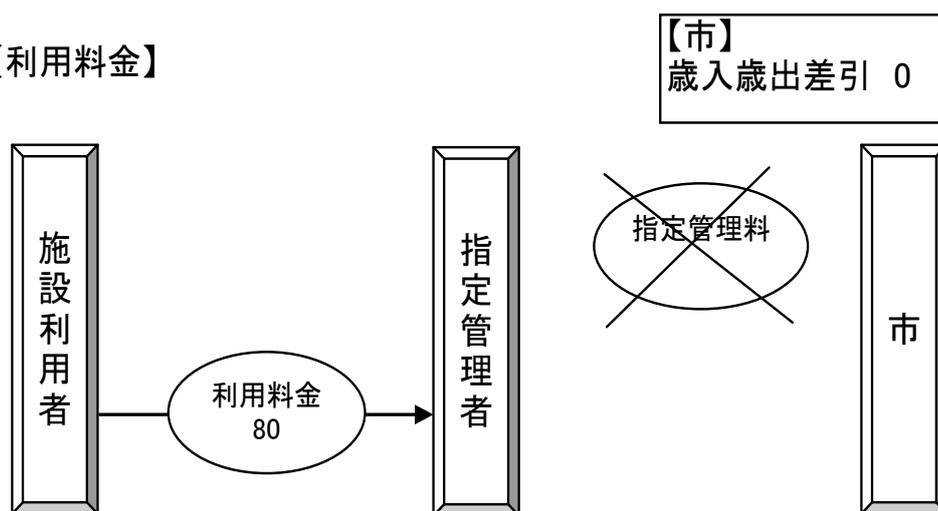
《制度イメージ》

（完全利用料金型）

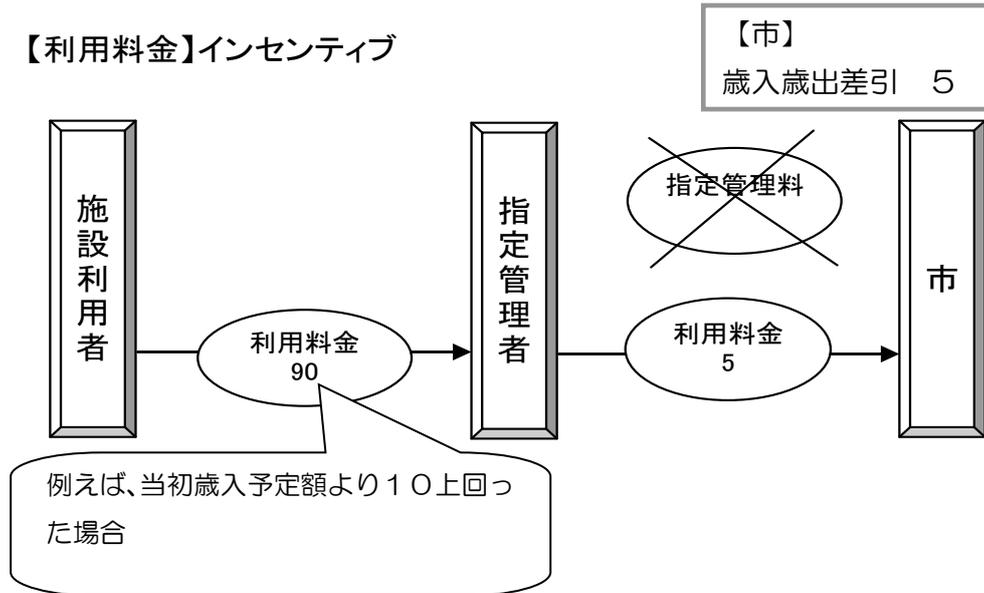
【使用料】



【利用料金】



【利用料金】インセンティブ



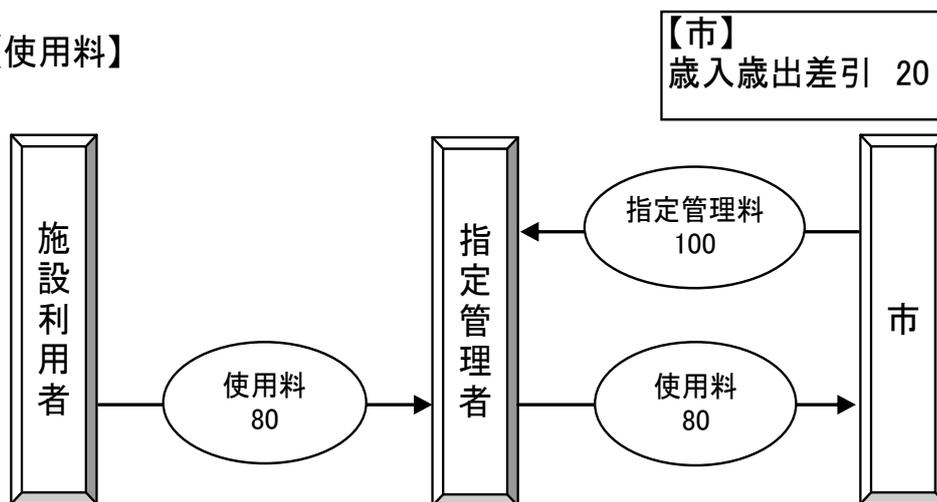
イ 一部を利用料金、残りを指定管理料で賄う《委託料・利用料金併用型》

〈対象施設〉 管理運営経費が利用料金収入を上回ることが見込まれる施設

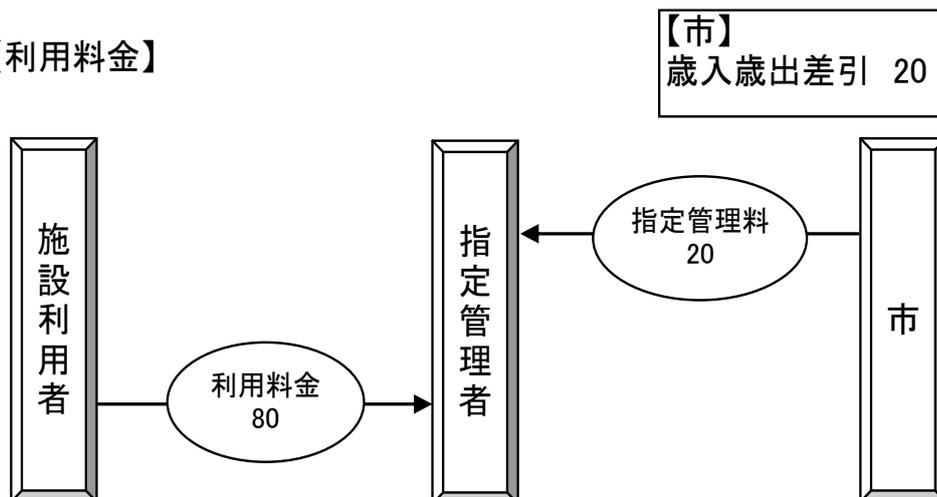
- ① 指定管理料は、過去数年間の利用料金収入の平均額とその増減傾向を考慮した上で利用料金収入の見込み額を算定し、これと管理運営経費の差額とする。
- ② 年度終了時点において、上記差額が当初見込みを上回った場合、上回った額の一定割合を市に納付する。

(委託料・利用料金併用型)

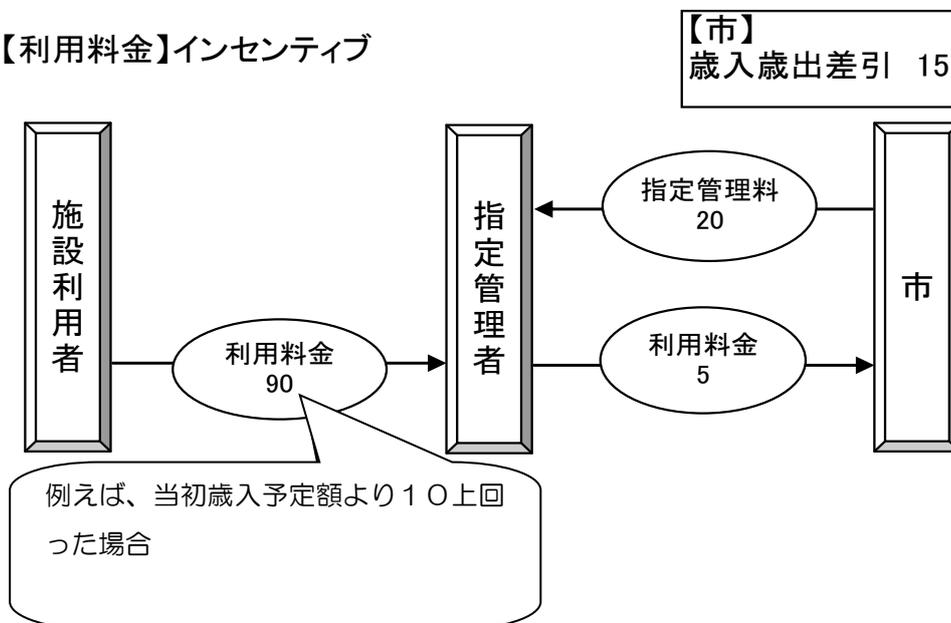
【使用料】



【利用料金】



【利用料金】インセンティブ



4 指定期間

地方自治法では、「指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。」とされており、一定期間内に限って特定の事業者を指定管理者に指定することとなっています。

指定期間については、法令上特段の定めがなく、指定管理者による施設の適正な管理運営や費用対効果等を見直す観点から地方公共団体が適切に定める必要があります。

本市においては、サービスの継続性の確保、指定管理者のリスク軽減、長期固定化による弊害の排除など施設の適正な管理運営や経営面等を考慮し、指定期間については、原則として5年とします。

5 指定に当たっての議会の議決

指定管理者の指定については、議会の議決が必要となります。議決を要する事項は、「対象となる公の施設の名称」、「指定管理者となる団体の名称」、「指定の期間」であり、議案書に記載すべき事項となります。

6 公募の実施方法

(1) 募集要項等の作成

所管部課において募集要項を作成の上、公募するものとし、募集要項等で定める項目は、以下のような項目が考えられます。

なお、募集要項の作成に当たっては、事前に十分審査を受ける必要があります。

施設の名称・規模・施設内容、開館時間・休館日、指定管理者が行う業務の範囲及び管理の基準、施設の利用者数・決算その他運営状況等など指定期間、法令等の規定、応募資格、応募窓口、応募期間、事業計画書様式、現場説明会の有無、応募方法、選考方法、利用料金制度の有無など

(2) 公募期間等

公募の期間は、十分な期間を設けることとし、事前に広報を行うものとします。

(3) 周知の方法

公募に当たっては、公募内容を広く周知するとともに、広報やホームページなどを活用するものとします。

7 選定委員会

(1) 選定委員会の設置

指定管理者の公募による候補者選定にあたっては、選定委員会等の選考組織を設置し、選定するものとします。

(2) 選定委員会の組織

選定委員会は、選考の公平性、透明性及び専門性を確保する観点から、複数の外部の有識者などを委員とし組織するものとします。

(3) 選考方法等

選定委員会は、非公開とし、応募者が提出する事業計画書等を基に、条例や委員会で定める選定基準に照らして、管理運営コストだけでなく、サービス提供のノウハウ、管理運営能力などの事項を総合的に審査して、指定管理者（候補者）を選定するものとします。

(4) 選考結果の通知、公表

応募事業者全員に選考結果を通知するとともに、選定理由を公表するものとします。

8 協定の締結

(1) 協定の締結と内容

指定管理者制度では、管理権限は「指定」という行政処分により発生するため、契約の締結は不要となりますが、管理業務の実施に当たっての詳細事項については、市

と指定管理者との協議によって定め、協定を締結する必要があります。

なお、協定項目については、概ね次のとおりですが、施設の目的等に照らし、適宜規定する必要があります。

【協定書に定めるべき事項】

- ① 総則的事項
- ② 業務の範囲と管理の基準に関する事項
- ③ 業務の実施に関する事項
- ④ 備品等の扱いに関する事項
- ⑤ 事業報告に関する事項
- ⑥ 指定管理料及び利用料金に関する事項
- ⑦ 損害賠償及び不可抗力に関する事項
- ⑧ 指定の取消に関する事項
- ⑨ 指定期間の終了に関する事項
- ⑩ その他市長が定める事項

(2) 事前の準備行為等

指定管理者の業務は、議決により定められた指定期間の開始の日から開始することとなるため、議決日から指定管理者としての業務開始日の間に、当該施設の管理に係る準備行為等を行う必要がある場合は、市と指定管理者との協議により定めることとします。

9 指定管理者に対する監督

市長は、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関する報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができます。また、指示に従わない場合や、その他管理を継続することが適当でないと認められるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じることができることとなっています。

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、毎年度終了後、30日以内に管理の業務に関する事業報告書を提出しなければなりません。

また、通則条例第9条により下記のとおり事業報告書の記載事項が定められています。

- ア 管理業務の実施状況及び利用状況
- イ 使用料又は利用料金の収入の実績
- ウ 管理に係る経費の収支状況
- エ その他市長が必要と認める事項

(2) 不服申立て

地方自治法第244条の4第3項の規定により、指定管理者が行った公の施設を利用する権利に関する処分についての不服申立ては、地方公共団体の長に対し審査請求がなされることとなります。

10 その他

(1) 減免規定の明確化

応募事業者等への正確な情報を提供するため、施設において実施している減免規定の取扱いなどについて、その実態を把握し明確化を図る必要があります。

(2) 予算措置

指定管理者との間において必要となる管理運営に係る費用については、債務負担行為を設定し、その必要な経費の予算を措置します。※支出科目は委託料

(3) 指定管理者に対する評価等

指定管理者制度庁内検討会を適切に運営し、指定管理者制度の適切な運用を図るため、原則、毎年度、指定管理者に対する評価を行い広く公表することで、より良い制度運営に努めます。

おわりに

今回、本市における指定管理者制度導入施設の更新にあたり、本方針を見直すことで、より良い指定管理制度運営を図り、この制度の目的である「市民サービスの向上」と「経費の削減」に更に取り組んでいきたいと考えています。

しかしながら、この指定管理者制度は、導入する自治体の特性、あるいは施設の管理運営方法、形態等、そして市民ニーズに大きく左右される部分もあり、これらは時代の変化とともに変化するものです。そのため本方針もあくまでも現時点で決定したものとし、新たな課題に取り組む際や時代の変化に合わせて適宜見直すものとしします。

今後もこれらのことを認識し、指定管理者制度を活用することで「市民サービスのより良い向上」と「更なる経費の削減」に努め、施設の設置目的を効果的・効率的に達成できる場合には、積極的に制度の活用を推進していくものとしします。